

鎌 土 地 第 27 号 12
平成 29 年 8 月 9 日

三菱電機株式会社
執行役社長 櫻山 正樹 様

鎌倉市長 松 尾 崇

鎌倉市まちづくり条例に基づく大規模開発事業に対する助言及び指導について

鎌倉市まちづくり条例（以下「条例」という。）では、基本理念として「本市のまちづくりは、市民、事業者及び市の相互の信頼、理解及び協力の下に、市民の参画によって行わなければならない。」と定め、市民、事業者及び市の責務を明らかにしており、事業者の責務として、事業者が開発事業を行うにあたっては、良好な環境が確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない旨を定めています。

上記に基づき、平成 29 年 4 月 7 日付けで貴社から大規模開発事業基本事項届出書の提出がありました「三菱電機(株)鎌倉製作所 生産棟他増設工事」については、次の助言及び指導に即した計画としてください。

1 今後の手続及び周辺地域への配慮について

今後、手續が必要となる「鎌倉市開発事業における手續及び基準等に関する条例」等において、大規模開発事業説明会で意見のあった騒音や振動等への対応については、引き続き、周辺住民との良好な対話と協議を行いながら計画へ反映し、具体的な公共施設等の整備に係る技術審査については、関係各課と十分な協議を行ってください。

なお、工事中における周辺道路の交通安全確保のための措置等について、周辺の自治・町内会や住民、また付近の学校等と事前に十分な協議を行ってください。

2 樹木の保全と緑化について

緑化空間に関しては、事業区域内の既存の樹木を出来る限り保全すると共に、新たな緑化に際しては在来種の中高木を中心とした植栽を行い、法令等に規定された緑化率を数値的に満たすだけでなく、緑の量に加え質の充実を図ることで、本市における工場緑化のモデルケースとなるような緑豊かな空間を形成するようお願いします。

3 地域産業及び深沢地域のまちづくりへの貢献について

貴社は、市内産業の活性化及び雇用機会の創出において、本市のまちづくりに寄与されている企業であります。また、本市が策定した「深沢地域の新しいまちづくり基本計画（以下「基本計画」という。）」においては、貴社鎌倉製作所一帯は「都市型産業ゾーン」と位

置づけ、その土地利用の方針を「市内の主要な産業地として、工場などの操業環境の維持・向上を図ることにより、都市の活力を維持する。」としています。

つきましては、「鎌倉市企業立地等促進条例」に基づく市税の軽減措置などの制度の活用もご検討いただき、引き続き、本市内において事業を継続していただく中で事業の拡大・集積を進め、地域の活力の創造に寄与するとともに、本市の目指す深沢地域のまちづくりに貢献くださいますようお願いします。

4 深沢地域の将来交通への貢献について

「基本計画」における「道路等の整備方針」では、地域の土地利用を支える幹線道路として県道腰越大船線の機能強化を掲げ、併せて、貴社鎌倉製作所敷地南側においては、補助幹線道路として既存の道路の拡幅・強化を位置づけています。

今後、本市は深沢地域のまちづくりの進展にあわせ、県道及び既存道路の拡幅等、機能強化を検討してまいりますので、協力をお願いします。

5 環境及びエネルギー面への貢献について

「鎌倉市省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する条例」において、事業者の責務として、「省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に積極的に努める」こととしています。ヒートポンプ式空調を導入するなど、エネルギー効率を極力高められる施設とし、竣工後においても、最新の技術を導入するなど、より一層の取り組みをお願いします。

併せて、貴社鎌倉製作所の資源を本市の小中学生をはじめ、ライフステージに応じた環境教育の促進のために活用することを検討してください。

6 ごみの適正な管理について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、事業所で発生するごみの発生抑制、再使用、再生利用、適正処理が行える計画にするとともに、ごみの分別・管理に十分なごみ集積施設の規模（スペース）や配置とするよう検討してください。

7 貴社鎌倉製作所敷地内のスポーツ施設の開放について

本市では、スポーツに対する、市民の多様なニーズに対応するため、企業とのパートナーシップの構築に取り組んでいます。貴社が所有されるスポーツ施設につきましては、引き続き、市民への開放を継続していただくとともに、より多くの市民が手軽に利用することが可能となるよう、利用に係る手続の簡素化等について検討してください。

以上

事務担当は、まちづくり景観部土地利用調整課
内線：2826・2827

